

One Asia Lawyers ニューズレター

2018年：新年特別号

シンガポール

■シンガポールにおける外国事業体の本拠地移転制度の施行

1 はじめに

2017年修正会社法（Companies (Amendment) Act 2017）で導入された本拠地移転制度（Inward Re-domiciliation Regime）が2017年10月11日に施行されました。本制度のもとでは、外国事業体（Foreign Corporate Entity、以下「FCE」）は、子会社を設立することなく、その法人の登録地をシンガポールに移転することを認められるようになります。

本拠地を移転した法人は、新たな受入法域の法律（シンガポールに本拠地を移転する場合は、シンガポールの法律）の規制に従えばよいことになるため、シンガポールの方が元の法域よりも有利な税制度、規制であった場合には、本制度を利用するメリットがあることとなります。シンガポール政府としては、本制度を利用して、シンガポールの金融・財政上のインセンティブ、金融・資本市場へのアクセスの向上などを目指す企業を、シンガポールへ誘致することを目的としています。

本拠地移転制度は、新たな法的事業体を設立するものではありません。このため、外国企業としては子会社を設立することなく、シンガポールにおいて事業を行うことが可能となります。また、本拠地移転後、FCEは企業会計規制局（Accounting and Corporate Regulatory Authority、以下「ACRA」）のもとで登録されるシンガポールの法人となり、シンガポール会社法の規定を遵守しなければなりません。



2 本拠地移転の検討の前提

シンガポールへの本拠地移転を申請する前提として、FCEはまず元の法域が他の法域への本拠地移転を認めているかを確認する必要があります。この点、日本の法制度としては、この本拠地移転を認めた法令はないため、日本からシンガポールへの本拠地移転制度は困難です。

現在、この本拠地移転制度が利用できる法域は、オーストラリア、ニュージーランド、カナダなどの一部のコモン・ローを採用している法域のみが本拠地移転制度利用可能法域となっています。したがって、日本企業が、これらの本拠地移転制度利用可能法域に子会社を有していた場合、子会社再編の方法として利用することが検討可能です。特に、シンガポールにヘッドクォーターを有していなかった日本企業が、新たな法人を設立することなくヘッドクォーターを有することができるなどの利用方法も考えられます。

3 本拠地移転の最低要件

シンガポールへ本拠地を移すには、FCEは、後述の(a) 企業規模の要件、(b) 支払能力の基準、(c) その他の定められた要件をすべて満たすことが必要です。

これらの詳細は、2017年会社（登録移転）規則（Companies (Transfer of Registration) Regulations 2017）に定められています。

4 本拠地移転申請のための提出文書

本拠地移転申請書と併せて、以下の文書をACRAへ提出する必要があります。

- 一 設立地における当該FCEの設立を構成若しくは定義する（ある場合）、設立証書、制定法、定款、又は覚書、条項若しくはその他の文書の認証された謄本
- 一 設立地におけるFCEの設立定款（又はこれに類する文書）の認証された謄本
- 一 FCEの取締役らが行った、当該FCEが企業規模及び支払能力の要件を満たしているか、又は登録に際して会社法第210条(1)、第211条B(1)、第211条C(1)、第211条I(1)若しくは第227条B

(これらの規定は、債権者と和解するか又は和議を結ぶ会社、及び司法管理の適用に関連する。) に基づき裁判所に申請を行う意図であることの宣言

- － 当該 FCE の取締役らによる、最低要件が満たされているという宣言
- － 払戻し不可の申請費 S\$1,000

5 登録の効果

会社が登録されると、会社登記官は、当該 FCE が会社とみなされ（会社法に定義のとおり）、会社法の全ての規定が適用される（指定することのできる適合及び修正を行った上で）旨を記載した登録移転通知を発行します。

ACRA は、全ての必要書類が提出された日から登録移転が処理されるまで最大 2 カ月を要するとしています。

<2017 年会社（登録移転）規則に基づく本拠地移転の最低要件>

企業規模の最低要件
FCE は、以下の基準のうちいずれか 2 点を満たさなければなりません。 (a) FCE の総資産の価額が 10 百万シンガポール・ドル超 (b) FCE の年間収入が 10 百万シンガポール・ドル超 (c) FCE が 50 名以上の従業員を擁している
支払能力の最低要件
FCE はまた、以下の支払能力の要件を満たすよう確実にしなければなりません。 (a) FCE が自己の債務を返済できないとされる可能性に根拠がないこと (b) FCE が、支払期限の到来する自己の債務を、その登録移転申請後 12 カ月の期間内に返済できること (c) FCE が、その清算日後 12 カ月の期間内に自己の債務を全額返済できること（登録移転の申請後 12 カ月以内に清算しようとする場合） (d) FCE の資産価額がその債務価額（偶発債務を含む。）を下回らないこと
その他の要件
(a) FCE は、その設立地の法律のもとで設立地の移転を承認されなければなりません。 (b) FCE は、設立地の移転に関連して、当該設立地の法律の要件を遵守しなければなりません。 (c) 登録移転の申請が、 (i) 当該外国事業体の現債権者を欺くことを意図しておらず、かつ、 (ii) 誠意をもって行われていること (d) FCE は司法管理の対象となっておらず、清算途中でないこと